⑵　当機構東日本地区における令和７・８年度の一般競争参加資格において、「土木工事」の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、別途再審査により「土木工事」の再認定を受けていること。）また、一般競争参加資格の認定を受けていない者も申請書等を提出できるが、開札の時までに上記の認定を受けていることとする。

⑶　単体企業にあっては当機構東日本地区における令和７・８年度の一般競争参加資格で、客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。）が、1,200点以上であること。（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に客観点数が1,200点以上であること。）

⑷　共同企業体とする場合は、次に掲げる条件を満たすこと。

①　共同企業体における代表者は、当機構東日本地区における令和７・８年度の土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受け、客観点数が1,200点以上であること。

②　共同企業体の構成員については、当機構東日本地区における令和７・８年度の土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受け、客観点数が1,150点以上であること。なお、共同企業体の構成は２または３社とし、各構成員の構成比率は２社の場合は30％以上、３社の場合は20％以上とする。

③　その他共同企業体の構成基準及び申請等については入札説明書による。

⑸　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑹　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。

⑺　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

⑻　工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当であると認められる者でないこと。なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において、重大な契約不適合が認められるにもかかわらず、契約不適合の存在自体を否定する等の行為をいう。

⑼　本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本又は人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽　当機構東日本都市再生本部（所管事務所を含む。）発注の工事成績について、申請書及び資料の提出期限日前１年以内の期間において60点未満のものがないこと。

⑾　平成22年４月１日から本工事掲示日までの期間に、元請として施工を完了した土木工事のうち、ＤＩＤ同等地区における交通規制ありの条件下で、次の条件を全て満たす工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。⑿②において同じ）。

①　橋長30m以上の橋梁上部工事の施工実績

②　交差点を含む道路改良工事の施工実績

※①、②は別工事でも可とする。

※単体企業については①、②の両方の施工実績を有すること。

※共同企業体においては、共同企業体を構成する各社において①又は②のいずれかの施工実績を有し、かつ、各社合わせて①及び②の両方の施工実績を有すること。

なお、施工実績として認定する発注者については、公共機関（国、地方公共団体、独立行政法人等）及び民間のいずれも可とする（⑿②において同じ）。

⑿　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を本工事に配置できること。なお、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第１項に該当する場合は、当該技術者は専任とすること。ただし、下記⒀の配置を行う場合においてはこの限りではない。

①　以下いずれかに該当する者であること。

・１級土木施工管理技士の資格を有する者

・１級建設機械施工技士の資格を有する者

・技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）、又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。））の資格を有する者

・これらと同等以上の資格を有する者と大臣が認定した者

②　平成22年４月１日から本工事の掲示日までの期間に元請として施工を完了した土木工事のうち、担当技術者以上の技術者として下記に掲げる工事の従事経験を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

・ＤＩＤ同等地区における交通規制ありの条件下での道路改良工事

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　申請者と直接的かつ恒常的雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、申請書及び資料の提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

⑤　実際の施工に当たって、配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等きわめて特別な場合に限る。なお、特別な場合において、やむを得ず変更する場合は、上記①から④の条件を満たす技術者を配置すること。

⑥　配置予定技術者を特定できない場合は、複数の候補者を記入することができる。ただし、その場合は３名を限度とする。

⑦　配置予定技術者については、現場着手までの専任を要しない。

⒀　特例監理技術者の配置を行う場合においては、以下の①から⑤までの兼務要件を満たす場合、当該技術者は本工事を含め２件まで兼務を認める。

①　建設業法施行令第29条に規定する監理技術者補佐の要件を満たす者（主任技術者の資格を有する者のうち土木施工管理に関する一級の技術検定の第一次検定に合格した者又は一級土木施工管理技士等の国家資格者、若しくは学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者）を本工事に専任で配置すること。（監理技術者補佐は申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的な雇用関係とは申請書の提出以前に３ヵ月以上の雇用関係があることをいう。）

②　特例監理技術者が兼務する工事は、同一団地又は同一地区の機構発注工事であること。

③　特例監理技術者と監理技術者補佐は常に連絡が取れる体制を確立すること。

④　特例監理技術者は監理技術者補佐の補助を受け、監理技術者が行うべき職務（安全管理、品質管理、工程管理、施工における主要な会議への参加、現場巡回、主要な工程立ち合い等）を適切に実施するとともに、監理技術者補佐を適切に指導すること。

⑤　兼務する工事の発注者が特例監理技術者の配置を認めている発注工事であること。

⒁　本工事における施工検討業務の実施に当たっては、以下の①から③までの要件を満たす技術者２名を専任で配置できること。

①　申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、競争参加資格確認資料提出日以前に３か月以上の雇用関係にあることをいう。

②　本業務における技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等きわめて特別な場合に限る。なお、特別な場合において、やむを得ず変更する場合は、上記①の条件を満たす技術者を配置すること。

③　なお、施工検討業務の進捗状況に応じて、受発注者間の協議により配置を取りやめることがある。

⒂　令和５年４月１日から申請書及び資料の提出期限までの間に当機構が東日本地区で発注した工事種別「土木」（同期間内に「枠組み協定一括発注」又は「追加工事協定一括発注」が含まれる場合には、協定を締結したすべての工事種別「土木」を対象とする。以下本項において同じ。）において調査基準価格（※１）を下回った価格をもって契約し、工事成績評定に68点未満がある者（工期末が令和６年10月１日以降の工事については、70点未満とする）（共同企業体又は共同企業体の構成員が該当する場合を含む。）においては、次の条件を満たしていること。

①　当機構が発注した工事種別「土木」で調査基準価格を下回った価格をもって入札し低入札価格調査中の者でないこと。